

## 多国籍展開する企業の労使紛争と解決手法

～「OECD 多国籍企業指針」を活用したネスレ日本と労働組合との和解事例を中心に～

今回紹介するネスレ日本(株)争議の和解は、70年代から労使紛争が継続し、100以上の不当労働行為救済命令や判決を繰り返していたものが、正常に対話する関係に修復した事例です。その背景には、「OECD 多国籍企業行動指針」の活用とスイス本社のCSR経営への方針転換がありました。

OECD 多国籍企業行動指針には、①企業グループの本社が進出国の紛争の解決に関与する、②各国の連絡窓口(National Contact Point, 日本では外務省・厚生労働省・経済産業省)が問題解決の支援にあたる、等のルールが盛り込まれています。海外で事業を展開する日本企業にも、日本の本社に対して国内外の政府を通じて紛争解決を求められる可能性が高まる意味で、経営の重要なテーマになります。対応を相談される弁護士の皆様も背景や手法をよく理解しておく必要があります。国や法律を越えた次元で人権侵害の救済を図る、まさにCSRの本質に関わるスキームといえます。

本セミナーでは、こうした新しい紛争予防・紛争解決について、ネスレ日本と労働組合との和解に至るプロセスを踏まえながら、実務的に検証いたします。

**日 時** 2014年7月14日(月)午後2時～午後5時

**場 所** 東京都港区港南二丁目16番1号 品川イーストワンタワー 21階 大会議室  
JR品川駅 港南口 デッキを徒歩30秒(裏面地図をご参照下さい)

**内 容** 1. ネスレ日本と労働組合との和解に至るプロセス  
2. OECD多国籍企業行動ガイドラインに基づく紛争解決  
3. CSR経営における親会社の責任範囲  
4. パネルディスカッション

**解 説** 日本CSR普及協会 雇用・労働・人権委員会の弁護士及び実務家

**主 催** 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会(予定)

**参加費** 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで)無料